

## 東京大学工学・情報理工学図書館利用規則

平成18年 3月 9日 制定  
平成18年10月10日 改正  
平成21年 3月19日 改正  
平成23年 5月16日 改正  
平成25年 3月21日 改正  
平成26年 6月 3日 改正  
平成29年 3月 9日 改正

### (目的)

第1条 この規則は、東京大学工学・情報理工学図書館規則第8条の規定に基づき、工学・情報理工学図書館（以下「図書館」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (開館)

第2条 開館日時は原則として、次のとおりとする。

平日 9：30から17：30までとする。

ただし、12：30から13：30は昼休みとする。

### (閉館)

第3条 閉館日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 年末年始（12月27日から1月5日まで）
- (4) 学部入学試験日
- (5) 館内整備日

2 前項の各号の他、館長が必要と認めた場合、臨時閉館することができる。

### (利用者)

第4条 図書館を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教員、職員
- (2) 本学の学部学生、大学院生、研究生、聴講生、研究員
- (3) 本学の元教員、職員、卒業生、修了生
- (4) 図書館の利用を希望した学外者
- (5) その他館長が特に認めた者

### (利用手続)

第5条 図書館を利用する者は、所定の手続きをとるものとする。

### (館内閲覧)

第6条 図書館資料は、所定の場所で閲覧しなければならない。

(資料利用の制限)

第7条 資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じる恐れがある場合又は資料が現に使用されている場合においては、利用を制限することができる。

(貸出)

第8条 館長は、次の各号に掲げる利用者に、図書館の資料の貸出を許可することができる。

- (1) 本学の教員、職員
- (2) 本学の学部学生、大学院生、研究生、聴講生、研究員
- (3) その他館長が特に認めた者

2 図書館資料の館外貸出を受けようとする者は、所定の手続きをとるものとする。

(貸出禁止図書)

第9条 貸出をしない資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 禁帯出の表示のある図書
- (2) 貴重図書
- (3) 参考図書
- (4) 新着雑誌

(貸出の冊数、期間)

第10条 貸出冊数は各窓口につき5冊までとし、貸出期間は2週間以内とする。貸出の更新回数は4回とする。

(貸出図書の返却)

第11条 貸出図書は、所定の期日までに返却しなければならない。

(参考調査)

第12条 利用者は、研究・教育又は学習上必要とする場合は、参考となる情報の提供または関係図書資料の調査について、図書館に依頼することができる。

(相互協力)

第13条 本学の工学部・大学院工学系研究科・大学院情報理工学系研究科およびその附属施設の教員、職員、学生等が本学以外の図書館等の所蔵する資料を研究、教育又は学習上、必要から利用する手続きについては別に定める。

(利用の応諾)

第14条 他大学図書館等から利用の申し込みがあった場合は、学内の利用に支障のない範囲内で、これに応ずるものとする。

(転貸の禁止)

第15条 利用者は、貸出を受けた資料を他の者に転貸してはならない。

(規律等の遵守)

第16条 図書館は、この規則に違反し、又は図書館職員の指示に従わない利用者に対して退室を命じ、又は図書館の利用を停止することができる。

2 図書館長は、東京大学附属図書館長が利用停止を求めた利用者について、当図書館の利用を停止することができる。

(弁償責任)

第17条 利用者は、施設、設備、機器等を損傷し、又は図書資料を汚損・紛失した場合は、直ちに届け出るとともに、その損害を速やかに弁償しなければならない。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第18条 館長は、図書館資料のうち公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書資料を所蔵する場合は、当該図書資料について、東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則に準じ、必要な措置を講じる。

(規則の改廃)

第19条 この規則の改廃は、図書館運営委員会の審議を経て、これを行う。

(雑則)

第20条 図書館は利用者の利用に供するため、図書館資料の目録及び本規則を常時備え付けるものとする。

第21条 本規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月10日から施行し、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成21年3月19日から施行し、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成23年5月16日から施行し、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月3日から施行し、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成29年3月9日から施行し、平成29年4月1日から実施する。